

# 通所介護及び療養通所介護

# 通所介護

## 現状・課題

### 1. 通所介護の現状等

(通所介護に求められる機能等)

- 通所介護（地域密着型を含む。以下同じ）は、利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の①社会的孤立感の解消及び②心身の機能の維持並びに③利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減（レスパイトケア）を図るものである。【参考資料P 2、27～31】
  
- 報酬については、
  - ①サービス提供時間（3時間以上5時間未満、5時間以上7時間未満、7時間以上9時間未満）
  - ②事業所規模（小規模型（平成28年4月以降は地域密着型通所介護に移行）、通常規模型、大規模型）※に応じた基本サービス費としている。【参考資料P 3、6】

※ 小規模型事業所については、通常規模型と比べて、スケールメリットが働きにくいことに配慮し、基本サービス費を高く（通常規模型に比して+約12%）設定する一方で、大規模型は低く（通常規模型に比して▲約2～4%）設定している。
  
- 前回の平成27年度介護報酬改定では、管理的経費の実態を踏まえて小規模型を中心に基本サービス費の適正化を行う一方で、身体機能（座る・立つ・歩くなど）や生活機能（調理・洗濯・掃除・外出など）に焦点を当てて行う機能訓練の強化や、家族介護者への支援・仕事と介護の両立のため、以下の対応等を実施している。【参考資料P 7～18】
  - [個別機能訓練加算の強化]
    - ・ 個別機能訓練加算の算定要件に、居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成することを要件として加え、加算の評価を引き上げる。
  - [延長加算の見直し]
    - ・ 介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立の観点から、延長加算の対象範囲を最大14時間まで拡大する。

# 通所介護

## 現状・課題

### (通所介護の現状)

- 請求事業所数は、平成13年度末と平成27年度末を比較すると、約4.5倍(9,726か所→43,440か所)に増加した。特に小規模型事業所の増加率が高くなっているが、直近の平成26年度末から27年度末にかけてはほぼ横ばいである。【参考資料P19】
- 利用者は、平成27年度末現在、約190万人(平成13年度の約2.9倍)で、介護サービス(介護予防含む)利用者全体(約518万人)の概ね3人に1人が利用している。【参考資料P20、21】
- 費用額は、平成27年度で約1.7兆円(平成13年度の約4.4倍)で、近年は、毎年約1,000億円ずつ増加していたが、直近の平成26年度から27年度にかけては400億円に鈍化している。【参考資料P22、23】
- 1月1人当たり平均利用回数は、全体的に増加傾向にあり、平成14年度末と平成27年度末を比較すると、平均で約1.6倍(6.8回→10.7回)に増加している。【参考資料P24】
- サービス提供時間区分ごとの利用状況は、平成27年度末では、7時間以上9時間未満が58%、5時間以上7時間未満が29%、3時間以上5時間未満が12%となっている。【参考資料P25】  
また、事業所の実際のサービス提供時間を見ると、7時間以上9時間未満は「7時間以上7時間半未満」にピークがあり、5時間以上7時間未満は「6時間以上6時間半未満」に、3時間以上5時間未満は「3時間以上3時間半未満」にピークがある。【参考資料P32】

## 現状・課題

### 2. 経済・財政再生計画改革工程表2016改定版における記載等

- 経済・財政再生計画改革工程表2016改定版（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）において「通所介護などその他の給付の適正化について、介護報酬改定の議論の過程で関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応」とされている。【参考資料P40】
- また、財政制度等審議会財政制度分科会（平成29年4月20日提出資料）において提出された資料では、「機能訓練などの自立支援・重度化防止に向けた質の高いサービス提供がほとんど行われていないような場合には、事業所の規模にかかわらず、基本報酬の減算措置も含めた介護報酬の適正化を図るべき。」とされている。【参考資料P41】

### 3. 仕事と介護の両立の観点からの通所介護に関する指摘

- 介護支援の充実を図り、介護をしながら仕事を続けることができる「介護離職ゼロ」に向け、現役世代の安心を確保することが重要であり、総合的に取組を進めて行くこととしている。
- こうした中、通所介護の開所時間について、保育所との比較で指摘がある他、仕事と介護の両立の観点から、一億総活躍社会の構築に向けた提言（平成29年5月10日自由民主党一億総活躍本部）において、通所介護について、「特に夜間帯のデイサービス提供体制を充実させるため、平成30年度介護報酬改定において夜間帯の加算措置を十分に検討すること」とされている。【参考資料P42～44】

## 現状・課題

### 4. 通所介護と通所リハビリテーションの役割分担等について

- 通所介護と同様に、通所リハビリテーションでも、最もサービス提供時間が長い「6時間以上8時間未満」の基本サービス費を算定している割合が高いなど、通所介護と通所リハビリテーションとの違いがわかりにくくなっているとの指摘がある。この点に関し、社会保障審議会介護保険部会の意見書（平成28年12月9日）においても、「平成30年度介護報酬改定にあわせて、通所リハビリテーションと通所介護の役割分担と機能強化について検討することが適当とされ、例えば時間区分を通所介護と通所リハビリテーションで分けるなど、特徴づけてはどうか」との意見があった。【参考資料P45】
- また、当該意見において、「通所リハビリテーションと通所介護を比較した場合、通所リハビリテーションの方が、リハビリテーション専門職が多く配置され、日常生活自立度や要介護度に改善がみられ、その差はリハビリテーション専門職の配置の差とも考えられる。」とされたが、調査研究によると、通所介護事業所間で見ても、リハビリテーション専門職の配置と個別機能訓練加算の算定の有無によって、機能訓練の効果（日常生活自立度の変化）に差がみられた。【参考資料P35、45】

※本項目については、資料4のP2においても記載。

## 論点

- 通所介護について、利用者の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るという機能を踏まえ、サービスの提供実態等の現状、改革工程表、仕事と介護の両立、通所リハビリテーションとの役割分担等の観点も含め、そのサービスのあり方をどのように考えるか。
- 特に、利用者の心身の機能の維持が求められるサービスであることを踏まえ、通所介護における機能訓練のあり方についてどのように考えるか。

# 療養通所介護

## 現状・課題

### 1. 療養通所介護の現状等

- 療養通所介護は、指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供にあたり常時看護師による観察が必要なものを対象とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものである。【参考資料P48～50】
- 療養通所介護の請求事業所数は85ヶ所で、平成24年以降は概ね横ばいである。算定回数は約7割が要介護5であり、利用者の疾病分類は難病が25.9%となっている。また、療養通所介護事業所の設置については都道府県別でばらつきがある。【参考資料P51～53】
- 平成27年度介護報酬改定において、個別送迎体制強化加算及び入浴介助体制強化加算が創設され、平成28年10月審査分で、前者については63.7%の事業所が、後者については72.4%の事業所において算定されている。【参考資料P54】
- 平成24年に療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の指定基準の取扱いを明確化し、障害児者の通所サービスとしての利用も可能となっており、児童発達支援事業を併設している療養通所介護事業所の定員は併設していない事業所よりも定員数が多い傾向がある。【参考資料P55～57】

## 論点

- 療養通所介護は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者を支えるサービスの一つとしてニーズがある一方で、児童発達支援事業の併設が増えている現状を踏まえて、そのサービスのあり方をどのように考えるか。